

南相馬市災害時における相互支援に関する条例(案)に係るパブリックコメント手続きにおいて提出された意見と市の考え方

募集期間 平成25年2月1日(金)から平成25年2月14日(木)まで

意見提出者 1人

提出意見等 3件

◆意見の内容と市の考え方

提出いただいた意見等の内容及びそれに対する市の考え方は下表のとおりです。
 今回寄せられましたご意見等については、条例に反映されたもののほかは、参考とさせていただきます。
 ご協力ありがとうございました。

分類①	分類②	項目	意見	市の考え方
その他	その他		資料3の最後部同様の条例制定を予定している自治体が4自治体記述されていますが、取手市は含まれないのですか？	本条例は、市民の生命、身体及び財産を保護し、被災した市区町村に対する支援を迅速かつ円滑に実施できる体制の整備をするため、災害時における市区町村間の相互支援に関する基本的事項を定めるものです。制定にあたっては、平成23年3月11日の発災以来、本市を支援してきた「自治体スクラム支援会議」参加自治体である東京都杉並区、北海道名寄市、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市の4つの自治体と同時に条例を制定するものです。 なお、取手市については、平成19年7月23日に災害時相互支援協定を締結しております。
	その他		上記1の自治体は、如何様にして決められたのですか？何故、こんな質問をしたかといいますと、今回大震災で他の自治体でとても多くの支援をしていただいた自治体にもこの際お願いしてはいかがでしょうか。たとえば1つとして長野県飯田市など。今回のように放射性物質が風向によって飛散した地域、津波災害での海岸線、東北ではまだまだ心配が薄いですが関西での中国からの黄砂や粉塵、近年増えてきた竜巻など災害別に、地域の支援要請が変わることが考えられます。遠くはなれた北海道が記述されていますので安心ですが、極端にいますと沖縄や九州地方も必要ではないでしょうか。	本市を含むスクラム支援会議の参加自治体である東京都杉並区、北海道名寄市、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市の5つの自治体間で同時に条例を制定することについて確認したものです。 これら同時に条例を制定する4自治体以外については、今般の条例制定の意義や内容について、情報提供を行い、自治体間の相互支援の促進を進めて参りますが、最終的に本市と同様の条例を制定するかどうかについては、各自治体の判断によるものと考えます。 同時に被災する可能性の低い遠隔地との支援協定締結については、相手先自治体との合意形成を整えたくうえで進めて参ります。

分類①	分類②	項目	意見	市の考え方
	その他		同封しましたインターネット資料にありますように、「小千谷市側もわが市と同じ」「防災上、横塾は重要路線」「延岡市がいわき市や由利本荘市と」「南相馬市と北塩原」このような情報はどうなっているのかなと思いを記述しました。	東日本大震災のような被災した自治体のみでは対応が困難な大規模災害に対しては、これまでの国や都道府県を通じた縦の「垂直的支援」のみならず自治体間の横の「水平的支援」の仕組みが有効に機能することが明らかとなったことから、自治体間による横の「水平的支援」の仕組みを整備し、今後の大規模災害への備えを強化する必要があるためです。